

平成 30 年度 税制改正要望事項

**平成 29 年 8 月
厚生労働省**

目 次

<子ども・子育て>	1
<健康・医療>	1
<医療保険>	3
<介護・社会福祉>	3
<雇用>	4
<生活衛生>	5
<その他>	5

*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

子ども・子育て

○ 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

〔所得税、法人税〕

事業所内保育施設を整備する企業への割増償却措置を創設するとともに、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業については償却率の加算等の措置を講ずる。

○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭の両立を支援するため、やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

○ ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金に係る税制上の措置

〔所得税、個人住民税〕

高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の延長等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

健康・医療

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成30年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

○ 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設

〔所得税、法人税 等〕

控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 地域機能を確保するための個人開設医療機関への軽減措置の創設

〔相続税〕

人口減少による地域機能の衰退と医師の高齢化等を踏まえ、地域の保健・医療・介護を支える個人開設医療機関の事業承継の円滑化のため、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税 等〕

医療・介護をめぐる社会情勢の変化の中で、地域医療の中核的な存在である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件(社会保険診療収入等の対象)について、見直しを行う。

○ 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置

〔所得税、法人税 等〕

国民の健康の観点から受動喫煙対策を徹底することに伴い、飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すため、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講ずる。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

○ 健康サポート薬局に係る税制措置の延長

〔不動産取得税〕

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

医療保険

○ 国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔国民健康保険税〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

○ 国民健康保険税の軽減判定に用いる被保険者の所得の算定方法の見直し

〔国民健康保険税〕

国民健康保険税に係る軽減措置の判定に用いる被保険者の所得について、一部、住民税上の金額を用いることができるよう算定方法の見直しを行う。

介護・社会福祉

○ 協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等

〔法人税、法人住民税、事業税〕

消費生活協同組合連合会に対する一定の出資について協同組合等に係る受取配当益金不算入制度の特例の適用除外等の取扱いとする。

○ **障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う税制上の所要の措置**

〔固定資産税、不動産取得税、事業所税、特別土地保有税、都市計画税〕

障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税について税法上の所要の措置を講ずる。

○ **生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税 等〕

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ **介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、個人住民税 等〕

介護医療院の創設等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

雇用

○ **障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長**

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

○ **特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年延長する。

○ **駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長**

〔所得税、個人住民税、事業所税 等〕

駐留軍関係離職者及び国際協定による漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等について、その適用期限を5年延長する。

生活衛生

○ 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ 公害防止用設備に係る特例措置の延長

〔固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員 1,000 人以下の中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

〔相続税、贈与税〕

個人事業者の事業承継を円滑に行うため、一定の要件の下で個人事業者が活用していた資産に係る贈与税の特例を認めるなど、事業承継時の負担を軽減するための措置を創設する。

その他

* ○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

〔所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税〕

地域の雇用・経済に不可欠な中小企業の経営資源が、経営者の高齢化や後継者不在で失われぬよう、中小企業のM&A(親族外承継)への優遇措置を創設する。